

富岡町水産業共同利用施設
指定管理者募集要領

令和 8 年
富岡町

富岡町水産業共同利用施設 維持管理運営業務 指定管理者募集要領

富岡町水産業共同利用施設の指定管理者を次のとおり募集します。

[募集の目的]

公の施設管理については、平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正(同年 9 月施行)により、効果的・効率的な管理運営による住民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的に「指定管理者制度」が創設されたところです。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、議会の議決を得て指定管理者となることで指定管理者に使用許可の権限など、基本的な施設権利権が付与される制度であることから、制度の導入により、指定管理者の主体的な創意工夫を期待するものです。

富岡町では、公の施設である「富岡町水産業共同利用施設」について、設置目的を効果的に達成させるため、指定管理者制度を導入することとし、運営の質的向上と効率化を図ることを目的として、管理運営に係る提案を募集します。

1. 対象となる公の施設

- (1) 施設名 富岡町水産業共同利用施設
- (2) 住所 福島県双葉郡富岡町大字仏浜字釜田 619 番地の一部、
639 番地の一部
- (3) 設置目的 水産業の振興と漁業者の経営の安定を図る
- (4) 開館年月 平成 31 年 4 月
- (5) 施設等の概要
 - ① 敷地面積 2,034.64 m²
 - ② 構造 漁具倉庫・研修室：木造平屋建
上架施設：木造平屋建
 - ③ 建築面積 漁具倉庫 354.04 m²、研修室 82.78 m²、上架施設 20.7 m²
 - ④ 延べ床面積 漁具倉庫 354.04 m²、研修室 82.78 m²、上架施設 20.7 m²
 - ⑤ 施設の内容

施設	施設概要
漁具倉庫	倉庫 9 区画
研修室	1 室、トイレ
上架施設	ウインチ小屋、ウインチ

2. 指定管理者に行わせる維持管理及び運営業務内容

指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとします。ただし、これらの業務のうち清掃、警備等の事実上の業務を他の事業者に再委託することは差し支えありませんが、全部の業務を一括して他の事業者に再委託することはできません。詳細については、仕様書を参照して下さい。

- (1) 施設運営に関する業務
- (2) 施設の使用許可に関する業務
- (3) 施設の維持及び修繕に関する業務
- (4) 施設の使用料等の徴収に関すること
- (5) 設置の目的を達成するために必要な業務
- (6) その他町長が特に必要と認めるもの

3. 施設の管理運営方針

- (1) 町民の福祉の向上を図ること。
- (2) 利用者の安全を第一に、公平・公正な利用を確保すること。
- (3) 利用者が利用しやすいようにサービスの向上に努めること。
- (4) 効率的な運営を行うとともに、維持管理経費の削減に努めること。
- (5) 個人情報の保護を徹底すること。
- (6) 関係法令を遵守し、利用者の安全を確保すること。

4. 施設の維持管理運営に係る基本的事項

指定管理者は、この要領に定めるもののほか、次の法令等を遵守し、施設の設置目的規定を参照して下さい。

- ・ 地方自治法
- ・ 地方自治法施行令
- ・ 富岡町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例
- ・ 富岡町公の施設に係る指定管理者の手續等に関する条例施行規則
- ・ 富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例
- ・ 富岡町行政手續条例
- ・ 富岡町情報公開条例
- ・ 個人情報の保護に関する法律

【管理の基準】

- (1) 利用時間 24時間
- (2) 休館日 なし（無休）
- (3) 使用の許可及び使用制限

富岡町水産業共同利用施設の設置及び管理に関する条例の規定に基づき行う。

- (4) 守秘義務

指定管理者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に使用することとはできません。

5. 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間とします。ただし、管理することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6. 指定管理業務に要する経費

- (1) 指定管理料

指定管理者は、指定管理業務に要する経費を、自主事業による収入によって賄います。

- (2) 減収の補填

指定管理業務を適切に実施する中で、収入の減少など、指定管理者の運営に起因する不足額が生じた場合であっても、原則として補填は行いません。

7. 町と指定管理者の責任分担

町と指定管理者の責任分担は、次のとおりとします。ただし、次に定める事項に疑義を生じたとき、又は次に定める事項にない責任が生じたときは、町と指定管理者が協議して責任分担を決定します。

項目	指定管理者	町
施設の維持管理及び保守点検等に要する経費	○	
施設の大規模修繕※に要する経費		○
安全衛生管理	○	
事故、火災等による施設損傷の回復 (指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの)	○	
事故、火災等による施設損傷の回復 (町の責めに帰すべき事由によるもの)		○
施設利用者の被災責任 (施設の管理運営に起因するもの)	○	
施設利用者の被災責任 (施設の設置瑕疵に起因するもの)		○
施設賠償責任保険への加入	○	
建物保険への加入		○
包括的な管理責任		○

※大規模修繕とは、建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕をいう(「建築物修繕措置判定手法((旧)建設大臣官房官庁営繕部監修)」(平成5年版)の記述に準ずる。

8. 指定管理者の資格

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)であること。
- (2) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者
 - ② 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ③ 本町における指定管理者の指定手続において、その公正な手続きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ④ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体
 - ⑤ 国税及び地方税を滞納している者
 - ⑥ 指定管理者による施設の管理を地方自治法第92条の2、第142条及び第180条の5第6項に規定する町に対する請負とみなした場合において、当該各条のいずれかに規定する兼業禁止の規定の適用を受けることになる者
- (3) 施設の運営と事業の展開に理解と熱意を持ち、指定期間中、効率的かつ安定した運営を行うことができること。
- (4) 施設の管理に必要な免許を有すること。ただし、外部に委託する場合は、委託先が資格及び免許を有していること。

9. 指定管理者申請書の受付等について

(1) 申請書類の受付等

- ① 受付期間 令和8年10月26日 ～ 令和8年11月6日まで
- ② 受付時間 午前9時～午後5時まで(土日、祝祭日は除く)
- ③ 受付場所 富岡町役場 農林水産課 農林土木係
〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1
- ④ 提出方法 受付場所に直接持参または郵送(受付期間内必着)してください。なお、提出後は、記入内容を変更することはできません。

(2) 富岡町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)が行う選定委員会では、申請者へのヒアリングを行うことがあります。

開催日時、場所、実施方法等については、申請者に対し別途通知します。

(3) 選定基準

選定委員会において、別紙「指定管理者の指定に係る選定基準及び審査表」に基づき評価を行い、評価点が最も高い者を優先交渉者とする。

なお、すべての参加申込者において、最低基準点(総評価点数の6割)に満たない場合は、適格者なしとし、再度候補者の募集を行う場合があります。

(4) 選定結果の通知

選定委員会において、審査基準に基づき審査を行い候補者を選定し、令和8年12月を目途に通知する。

(5) 選定結果の公開

選定委員会の審査結果については、必要な事項を公表します。

(6) 選定審査対象外

次の要件に該当した場合は、審査の対象から除外する。

- ① 提出書類に虚偽の記載または不正があった場合
- ② 本要領に違反し、又は著しく逸脱した場合
- ③ 提出期限までに必要な書類が揃わなかった場合
- ④ その他不正行為があった場合

(7) 指定管理者の指定及び協定書の締結

選定された指定管理者の候補者は、富岡町議会に議案を提出の上、議決後に協定を締結する予定です。

10. 申請の際に提出する書類の内容

次の(1)から(8)までの書類を各1部(製本しないこと)及び電子データ(CD-R等)にて提出してください。

なお、提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本工業規格A列4番とし、ファイル等にて提出すること。

- (1) 指定管理者指定申請書(様式第1号)
- (2) 事業計画書(参考様式1)
- (3) 定款、寄付行為又はこれらに準ずる規約を記載した書類
- (4) 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- (5) 法人でない団体にあっては、役員の氏名及び住所を記載した書類
- (6) 申請の日の属する事業年度の前年度における事業実績書、貸借対照表、損益計算書、財産目録その他経営状況を明らかにすることができる書類
- (7) その他必要と認める書類

- ①申請の日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書、その他業務の内容を明らかにすることができる書類
- ② 法人以外の団体にあっては、団体の規約、構成員名簿
- ③ 3 ヶ月以内に発行された国税及び地方税の納税証明書（納税義務者でない場合、「未納の税額が無いことの証明書」）

11. 協定に関する事項

選定委員会で選定された候補者について、町議会の議決を得た後、指定管理者としての指定を行う。

この指定と同時に、管理に係る細目的事項、町が支払うべき管理費用の額等を最終的に定めるため、町と被指定者は指定期間を通じての基本的な事項を定めた「基本協定」を締結することとする。

(1) 基本協定

- ① 指定期間
- ② 業務に関する基本的事項
- ③ 町が支払うべき管理経費に関する基本的事項
- ④ 減免の取扱いに関する事項
- ⑤ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ⑥ 事業報告・業務報告に関する事項
- ⑦ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ⑧ リスク管理・責任分担に関する事項
- ⑨ その他

12. 業務報告等

(1) 業務報告

毎年度終了後、5月末日までに事業報告書を作成し、提出するものとする。

- ① 管理業務の実施状況及び使用状況
- ② 使用料金の収入の実績
- ③ 管理に係る経費の収支状況
- ④ 施設の改善すべき事項がある場合の報告書
- ⑤ その他の管理の実態を把握するために必要なものとして町長が定める事項

(2) 事故報告

施設において事故等が発生したときは、速やかに事故報告書を提出するものとする。

13. 監督

町は指定期間中に指定管理業務の良好な管理状況を確保するため、その管理業務及び経理の状況について報告を求め、実地に調査を行います。指定管理業務が適正に行われていないと判断した場合、改善等必要な指示を行い、改善されないときは、管理業務の全部又は一部の停止や指定取り消しの処置を執ることがあります。

14. その他

- (1) 提出された応募書類は、返却いたしません。また、指定管理者候補者の選定以外の用途には使用しません。

- (2) 提出された応募書類は、情報公開の請求により、非公開とすべき個人情報等を除き公開することがあります。
- (3) 応募に関しての必要となる費用は応募者の負担とします。

15. 問い合わせ先

富岡町役場 農林水産課 農林土木係

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の 1

電話 0240-22-9007 FAX 0240-22-0899

E-mail tom1500-002@tomioka-town.jp